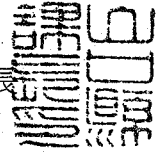


平 28 薬 務 第 571 号  
平成28年(2016年)11月11日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部薬務課長



毒物及び劇物の管理の徹底等について (依頼)

毒物劇物の取扱に係る事故防止につきましては、日頃より格別な御配慮を頂きまして厚くお礼申し上げます。

さて、本年12月15日(木)、長門市において日露首脳会談の開催が予定されており、国内外から多数の要人の来訪が予定されています。

つきましては、国際的なテロ等毒物劇物の本来の目的を逸脱した使用による事件の未然防止を図るため、下記の事項について貴会員に周知徹底されるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 毒物劇物が、適切に管理されているか点検を行うとともに、盗難防止措置を徹底すること。
- 2 毒物劇物の在庫量の定期点検を行うこと。
- 3 毒物劇物を販売、授与する場合の法定手続きを遵守すること。
- 4 毒物劇物を販売、授与する場合、譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認すること。
- 5 譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な扱いに不安があると認められる者には交付しないこと。
- 6 譲受人等に不審な動向が認められる場合には、速やかに警察に通報すること。
- 7 発火性、爆発性のある毒物劇物を販売、授与する場合は、特に注意すること。

山口県健康福祉部  
薬務課麻薬毒劇物班  
担 当 : 大 亀  
TEL:083-933-3018  
FAX:083-933-3029